

伊万里市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 3 4 号

伊万里市手数料条例の一部を改正する条例

伊万里市手数料条例（平成 1 2 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 1 2 年政令第 1 6 号）に定める金額を標準として定める手数料の部 5 の項中「戸籍謄抄本の交付」の次に「又は戸籍証明書の交付」を加え、「若しくは第 3 項」を削り、「又は第 1 2 6 条」を「若しくは第 1 2 6 条」に、「又は抄本の交付」を「若しくは抄本の交付又は同法第 1 2 0 条第 1 項、第 1 2 0 条の 2 第 1 項若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍証明書の交付」に改め、同部 6 の項中「若しくは第 3 項」を削り、同部 7 の項を次のように改める。

7	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 4 0 0 円
---	---	-------------------------------

	行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) )	
--	--	--

別表地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に定める金額を標準として定める手数料の部8の項中「除籍記載事項証明書の交付」を「除籍謄抄本の交付又は除籍証明書の交付」に改め、「若しくは第3項」を削り、「又は第126条」を「若しくは同法第126条」に、「戸籍に記載した事項に関する証明書の交付」を「戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付」に、「証明事項1件につき450円」を「1通につき750円」に改め、同部9の項及び10の項を次のように改める。

9	除籍記載事項証明書の交付（戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付）	証明事項1件につき450円
10	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円

	<p>子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。））</p>	
--	--	--

別表地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に定める金額を標準として定める手数料の部11の項中「又は受理書類記載事項証明書の交付」を「、受理書類記載事項証明書の交付又は届書等情報内容証明書の交付」に、「又は同法第48条第2項」を「、同法第48条第2項」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同部12の項中「閲覧事務」の次に「又は届書等情報内容表示の閲覧事務」を、「供する事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件につき」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。